

R8 年度 敬老優待乗車証等の交付について

- 敬老優待乗車証等は、**①おのみちバス優待乗車証** か **②尾道市敬老優待共通券**（*R7 年度から共通券化）のいずれかをお選びいただいています。
- 障害のある人の優待乗車証は変更ありません。
高齢者かつ障害のある人には、どちらか一方の券を交付します。

■手続き等

○前年度に券の交付を受けている人

※前年度交付を受けていた券と同じ券を、令和8年5月末日までに簡易書留（郵送）でご自宅に到着するよう手配していますので、お受け取りください。

郵便局の配達時、ご自宅に不在の場合、ご不在等連絡票（不在票）がご自宅の郵便受に入ります。

不在票に記載された期間内に、郵便局にお問い合わせください。

（※期間が過ぎますと券は市役所に返送されます。この場合で受け取りを希望される方は、下記、「簡易書留での受け取りが無かった人」の手続きをご参照ください。）

○今年度75歳になる人

バス優待乗車証等のご案内と回答ハガキを事前にお送りしています。

4月17日（金）までに回答ハガキで
 回答した人・・・手続き不要・前年度に交付を受けている人と同様に、簡易書留で郵送します。
 回答しなかった人・・・5月29日（金）以降に、市役所窓口にて、手続きが必要です。

※上記における郵送先は、住民登録されている住所のみです。

○前年度に券の交付を受けておらず新規で交付を希望する人、簡易書留での受け取りがなかった人、券の交換を希望する人

5月29日（金）以降に市役所窓口で手続きが必要

（※券の交換は未使用に限ります・交換期間あり・下記参照）

●市役所窓口・・・高齢者福祉課、因島総合支所因島福祉課、向島・瀬戸田・百島・浦崎支所、御調保健福祉センターで交付します。

高 齢 者	
対 象	○今年度75歳以上になる人（昭和27年4月1日以前に生まれた人）
発送時期	5月下旬予定（※使用開始は6月1日（月）～）
交付期間	5月29日（金）～令和9年3月31日（水）9:00～16:30（土・日・祝を除く）
交付するもの	<p>※①②のいずれか一つを交付します。</p> <p>①おのみちバス優待乗車証（有効期限は2年間） おのみちバスに限り、乗車1回の乗車につき30円をお支払いいただきます。年間で使用できます。ただし、因島線・瀬戸田線・松永線では使用できません。</p> <p>②尾道市敬老優待共通券（バス・船・タクシー・入浴・あん摩 共通券） 100円券の100枚綴り（1万円分）。尾道市と契約した業者において、料金の範囲内で使用できます。（*フラワーライナー・シトラスライナー等の高速バスは使用できません。）</p> <p>①バス・船：1回の乗車につき何枚でも使用できます。 ②タクシー：1回の乗車につき上限5枚（500円分）まで使用できます。 ③入浴：1回につき上限3枚（300円分）まで使用できます。 ④あん摩・マッサージ等：1回につき上限10枚（1,000円分）まで使用できます ※有効期間は令和9年5月31日まで。 ※因島重井町細島地区に住所がある人のみ、公営渡船乗船券を選択できます。</p>
持参物 ※窓口で手続き が必要な人。	<p>○ 本人確認できるもの（マイナンバーカード又は資格確認書等）</p> <p>○ 印鑑（スタンプ印不可）</p> <p>※代理の人が手続きする場合も、上記2つを持参。 ※交換希望の人は、上記2つに加え、未使用の券を持参。 ※交換期間： ①「うぐいす色」のおのみちバス優待乗車証から②共通券等への交換 令和8年5月29日（金）～令和8年6月30日（火） ②共通券等から①「うぐいす色」のおのみちバス優待乗車証への交換 令和8年5月29日（金）～令和9年3月31日（水）</p>
問い合わせ	高齢者福祉課（☎0848-38-9137） 因島総合支所因島福祉課（☎0845-26-6209） 御調保健福祉センター（☎0848-76-2235） 向島支所しまおこし課（☎0848-44-0111） 瀬戸田支所住民福祉課（☎0845-27-2209）

ご注意ください

- ・交付された券は、本人以外には使用できません。
- ・他人に譲渡したり、他人から譲り受けた券を使用するなど不正使用があったときは回収します。
- ・高齢者かつ障がいのある人には、どちらか一方の券しか交付できません。